平成２９年（フ）第１１６８号
千葉県市川市大洲３丁目15番２―602号　（ライフパル市川）
破産者　山内由美子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５６号
千葉市中央区大森町312番地74、開始決定時の住所千葉市中央区大森町312番地111　ルミエールⅠ　103号
破産者　杉本　　勉
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１３号
千葉県習志野市秋津１丁目３番８―401号
破産者　株式会社小畑ラボ・テック
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１４号
千葉県習志野市秋津１丁目３番８―401号
破産者　中島　純夫
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１１２号
千葉市美浜区真砂４丁目４番３棟208号
破産者　合資会社プルトップ
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１２６号
千葉県船橋市東中山２丁目２番10―405号
破産者　山田　　肇
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５１９号
熊本市南区薄場２丁目10番２号
破産者　特定非営利活動法人わいわい
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１８号
千葉県我孫子市湖北台２―10―21、開始決定時の住所千葉県浦安市明海１丁目３番９―902号　夢海の街
破産者　鈴木　初枝
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９１号
千葉県市原市ちはら台東９丁目11番地４　メープルスクウェア205
破産者　大原　由昭
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４７号
千葉市中央区都町996番地16、開始決定時の住所千葉市若葉区野呂町1793番地63
破産者　船瀬康二郎
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４８０号
千葉県市原市川在218番地
破産者　本吉けい子
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２号
千葉県市原市国分寺台中央２丁目７番地２　グリーンアベニュー201号
破産者　今野　裕之
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第８３号
千葉県市川市若宮１丁目13番19号（ロフティヒルズ105号）
破産者　佐藤　　泉
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１２０号
千葉市稲毛区あやめ台２番１棟101号
破産者　渡邉　俊子
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７９号
山形県新庄市大字泉田字往還東381番地の１
破産者　株式会社新庄オオタニット
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６６号
茨城県つくばみらい市城中624
破産者　株式会社エイ・エヌ・シー
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１６７号
茨城県つくばみらい市城中624
破産者　株式会社アドバンスインターナショナルコーポレーション
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第８６１号
名古屋市港区善進町１丁目45番２、商業登記簿上の本店所在地名古屋市港区善進町１丁目41番地
破産者　有限会社犬飼商事
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１８７号
名古屋市千種区今池南29番10号　川島第二ビル205号室
破産者　有限会社セントラル・トゥー
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８１号
名古屋市守山区守山２丁目22番14号
破産者　有限会社ケイアンドディ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部